

山梨県公報

第三百六十八号

令和五年

四月十日

月 曜 日

目次

公 告

○基本測量の終了.....	二六五
○公共測量の終了.....	二六五

公 告

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(重力測量)
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 令和四年四月十一日から令和五年三月十七日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(数値図化 地図情報レベル2500)
- 二 測量の地域 北杜市の一部
- 三 測量の期間 令和四年十二月十四日から令和五年三月二十九日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番